

令和元年 10 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

10月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 47 号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 48 号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 49 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について	11

議案第47号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和元年10月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

美保野小学校を廃止するためのものである。

議案第 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

美保野小学校を廃止するためのものである。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表八戸市立美保野小学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中 「八戸市立町畑小学校
八戸市立美保野小学校」を「八戸市立町畑小学校」に改める。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
八戸市立町畑小学校	〃 大字大久保字下町畑29番地2	八戸市立町畑小学校	〃 大字大久保字下町畑29番地2
八戸市立鮫小学校	〃 大字鮫町字上手代森19番地	<u>八戸市立美保野小学校</u>	<u>〃 大字美保野2番地</u>
(略)	(略)	八戸市立鮫小学校	〃 大字鮫町字上手代森19番地
		(略)	(略)

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改正後		改正前	
別表		別表	
区分	学校給食の実施の対象となる学校	区分	学校給食の実施の対象となる学校
(略)	(略)	(略)	(略)
八戸市立学校東地区給食センター	(略) 八戸市立町畑小学校 八戸市立鮫小学校 (略)	八戸市立学校東地区給食センター	(略) 八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鮫小学校 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

議案第48号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和元年10月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

史跡根城跡整備基金を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡根城跡整備基金を設置するためのものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(32) 史跡根城跡整備基金 史跡根城跡整備資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) 史跡根城跡整備基金 史跡根城跡整備資金</u></p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)～(31) (略)</p>

議案第49号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、次のとおり提出する。

令和元年10月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 別冊

理 由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を定めるためのものである。